十四　「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。

十五　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハにおいて「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ　自然現象

ロ　廃棄物埋設施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　廃棄物埋設施設内における火災その他の廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条　法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

［イ・ロ　略］

ハ　廃棄物埋設施設の一般構造

(1)　［略］

(2)　耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

［(3)～(7)　略］

［ニ～リ　略］

［三～五　略］

六　法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　略］

八　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

［九　略］

十　［略］

十一　［略］

3　［略］

4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

［号を加える。］

（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第二条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

［(3)～(7)　同上］

［ニ～リ　同上］

［三～五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

［九　同上］

十　［同上］

3　［同上］

4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。